基礎演習レポ・ト

「ジェンダ - と人間開発」

1998年1月10日

はじめに

どのような社会でも女性が低い地位に置かれていることは、まぎれもなく法律が女性を差別していることの反映である。1979年第34回国連総会本会議において可決された女子差別撤廃条約は、そのような女性に対する法的差別のほか、いろいろな形の差別をなくす重要な第一歩であった¹。それに引き続き日本では、雇用分野における男女平等の促進のため、1986年4月男女雇用機会均等法が施行された²。このように女性にとって新たな時代の幕が開かれつつある中で、男女間の不平等は現在どうなっているのだろうか。本レポ・トでは、UNDP(国連開発計画)の報告によるHDI(人間開発指数)、GDI(ジェンダ・開発指数)、GEM(ジェンダ・・エンパワ・メント測定)の各値に着目して、日本におけるジェンダ・3不平等の現状を把握したうえで、ジェンダ・平等実現のために何をしていくべきかについて考えていく。

第1章 人間開発のビジョン

世界経済の二極化がますます進んでいく中で、豊かな国から貧困にあえぐ国への開発援助が過去 2 0 年間で最低の水準に落ち込んでいる 4 。そのような時代の中で、開発の中心に人間を据えた「人間開発」に注目する必要がある。第二次世界大戦後豊かなものが豊かになれば、貧しいものも自然にうるおうという考え方(トリクルダウン理論)が支配し、北を中心にした国々では工業化が追求された 5 。だがその大部分がみじめな失敗に終わり、1970年代には保健や安全な水、初等教育など、人間のベ-シックニ-ズ(基本的ニ-ズ)が強調されるようになったのである 6 。いっぽう南の国々ではどうかというと、人間のベ-シックニ-ズに批判的で議論が続いているうちに、80年代になって経済成長が鈍化し、貿易条件が悪化し、対外債務が急増した 7 。その結果、多くの国で人々の所得が減り、政府の保健・初等教育などの社会支出が削減され、ベ-シックニ-ズの充足どころではなくなっていたのである。こういった南北の両背景のもとで80年代の末頃から開発の中心に人間を据え、まず人々の現実の暮らしを問題にした人間開発のビジョンが生まれ、注目され

^{1 『}朝日現代用語知恵蔵1993』朝日新聞社、1993年、465ペ-ジ。

² 同上書、465ペ-ジ。

³ 生物上の雌雄を示すセックスに対し、歴史的・文化的・社会的に形成される男女の差異 (松村明(編)『大辞林』三省堂、1989年、1028ページ)。

⁴ 高榎尭「人間開発」『世界』(634), 1997年、178ペ-ジ。

⁵ 同上書、178ペ-ジ。

⁶ 同上書、178ペ-ジ。

⁷ 同上書、178ペ-ジ。

るようになったのである。実際、92年のリオでの「地球サミット」から93年のウィ-ンの「世界人権会議」、94年のカイロでの「国際人口会議」、95年のコペンハ-ゲンでの「社会開発サミット」にいたるまでの一連の開発会議の背後にも、一貫してこの考え方が流れている⁸。

このような状況の中で、それまでの開発指標として使用されてきたGNP(国民総生産)に代表される経済的指標だけでは、真に開発の度合いを計る指標とはなり得ないとの認識に基づき、国連開発計画(UNDP)は人間開発指数(HDI)という指数を設定し、1990年に『人間開発報告書』を創刊し、その後毎年1つのテーマを定めて、世界の「人間開発指数」を発表している。以下は、その中でも特に1995年に取り上げられたテーマである「ジェンダーと人間開発」に絞って話を進めていく。

第2章 HDI

第1節 HDI(人間開発指数)とは

それではまずHDI(人間開発指数)とはどういうものだろうか。1990年の『人間開発報告書』で初めてHDIが提唱されたが、それは、基本的な人間の能力が国として平均どこまで伸びたかを測るもので、その基礎となる「長寿を全うできる健康な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数である。具体的には、平均余命、教育達成度(比重の3分の2が成人識字率、3分の1が初等・中等・高等教育への就学率)、所得(一人当たりの実質GDPに基づく購買力)の3つの変数から構成されており10、それぞれに設定された目標値を基にHDIの算出が行われるというものである。設定目標値は、平均余命では、世界一の日本の平均余命の78歳が採用され、成人の識字率は100%、基礎購買力は、先進諸国における貧困ラインの平均収入であった4,861ドルが採用された。次に、この設定目標値を1として、これに対する各国の到達度を算出し、3つの合計数値の平均が各国のHDIとなり、この値が1に近いほど開発が進んでいるというわけである11。つまり、HDIは上記の3つの本質的な選択権が十分得られない場合、人間は、他の選択をすることができないとの認識に基づいて人間開発が内実を備え

⁸ 高榎尭、前掲書、178ペ-ジ。

⁹ 国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書1995 ジェンダーと人間開発』国際協力 出版会、1995年、83ページ。

¹⁰ 佐藤秀雄「UNDP「人間開発報告書」に見る平和と開発の新たなパラダイム」

[『]外務省調査月報』、外務省国際情報局調査室、1996年、26ページ。

¹¹ ただし、この設定目標値は1990年の段階のものであり、毎年のように改良が加えられている(同上書、26ページ)。

るために不可欠な3つの条件を基に設定された指数である12。

第2節 HDIの高い日本

HDIの対象国は、1990年の『人間開発報告書』の創刊号では、人口100万人以上の130ヵ国が対象であったが、その後、対象国は増え、1996年には174ヵ国になった。また、HDIは、上位国、中位国、下位国の3つに分類され、1位から最下位の国までランク付けされて発表されている13。

日本のランクについて見てみると、1990年、91年、93年が1位であったが、92年は2位、94年から96年までの3年間いずれも3位であった 14 。ちなみに、174ヵ国のうち63ヵ国が人間開発上位国、64ヵ国が中位国、そして47ヵ国が下位国に分類されている 15 。この報告から、日本のHDIは極めて高いことがわかる。(1996年の報告で日本のHDIは0、938である 16 。)これほどまでに高くなっているのはなぜだろうか。まず、HDIの構成要素の1つである平均余命については、先にも述べたとおり、世界一の長寿国である日本の平均余命が設定目標値として採用されていることによる。また、昨今の高学歴志向に基づき高等教育を受けようとする人の数は年々増加し、1992年の段階では、初等、中等、高等教育総就学率は男性78、4%、女性76、4% 17 となっている。総就学率の上昇に伴い成人識字率も上昇し、1990年の時点で男女共99% 18 となっている。これは、設定目標値にわずか1%足りないだけである。それから、一人当たりの実質GDPの順位は8位 19 と、これも高くなっているため、GDPに基づく購買力も高くなるといえる。したがって、日本はHDIの構成要素3つとも極めて高い値となっており、その結果としてHDIも極めて高くなるのである。日本は人間開発上位国の中でも最上位国に位置しているのである。

12 H D I は国民全体の平均的な状況を表すもので、社会のさまざまなグループ間の配分の不平不平等については考慮されていないため、別に算出する必要がある(国連開発計画、前掲書、83ページ)。

¹³ 佐藤秀雄、前掲書、26ページ。

¹⁴ 佐藤秀雄、前掲書、26ページ。

¹⁵ 国連開発計画、前掲書、25ページ。

¹⁶ 国連開発計画、前掲書、21ページ。

¹⁷ 国連開発計画、前掲書、87ページ。

¹⁸ 国連開発計画、前掲書、87ページ。

¹⁹ 国連開発計画、前掲書、21ページ。

第3章 GDI

第1節 GDI(ジェンダー開発指数)とは

ジェンダー・ギャップつまりジェンダーの不平等はどの国にもかならず存在する²⁰の であるが、世界の現状は過去 2 0 年間の努力によってジェンダー・ギャップは縮小した。ところが、解決されるには程遠い現状にある²¹。こういうわけで、ジェンダーの不平等 性を測定するため、新たな指標である G D I (ジェンダー開発指数)と G E M (ジェンダ・エンパワーメント測定)という指数が設定された。

ジェンダー不平等を測定するためにつくられたGDI(ジェンダー開発指数)とは、具体的にどのようにして算出されたものだろうか。GDIはHDIと同じく3要素(平均余命、教育達成度、所得)に照準をあてることに変わりはないが、男性と女性の間で見られる達成度の不平等に注目したものである。男女間格差にペナルティを課し、それをHDIから割り引くことにより算出する方法をとっている²²。つまり、HDIよりもGDIの方が下がればジェンダー不平等が存在するということであり、HDIとGDIの差が大きければ大きいほどジェンダー不平等が大きいということである。そこで、GDIは「ジェンダー不平等を調整したHDI」と位置付けることができる。

第2節 GDI下降の原因は所得にあり

ジェンダーの不平等はどの国にも存在するため、GDIはつねにHDIよりも低い数値になる。これは日本も例外ではなく、1996年の報告でHDIが0、938であったのに対しGDIは0、897と若干の下降がある。このGDI下降の原因としてはGDIの3つの構成要素の中でも特に所得について考える必要がある。下表は労働省が行った賃金構造基本統計調査であるが、この調査によると、1995年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者(平均年令36、5歳,平均勤続年数7、9年)のきまって支給する現金給与額は21万7,500円で、その内所定内給与学は20万6,200円である。これに対し、男性一般労働者(平均年令40、1歳,平均勤続年数12、9年)のきまって支給する現金給与額は36万1,300円で、その内所定内給与額は33万円となっている。このとおり、労働賃金に対する男女間格差は非常に大きく、GDI下降の主要な原因となっている。

²⁰ 国連開発計画、前掲書、89ページ。

²¹ 佐藤秀雄、前掲書、41ページ。

²² 国連開発計画、前掲書、83ページ。

²³ 労働省婦人局『働く女性の実情(平成8年度版)』財団法人21世紀職業財団、1996年、20ページ。

男女間の賃金差を考えるならば、担い手の大部分を女性が占めるパート労働にも触れておかなければならない。下表のとおり労働省が毎年行っている労働力調査によると、1996年のパートタイム労働者(労働時間が週35時間未満)は初めて1000万人台に乗り、1015万人となっている。うち女性が約7割で全労働者の約2割を占める²⁴。パート労働者の賃金はというと、賃金構造基本統計調査によると、1995年度の女性パート労働者の1時間当たりの所定内給与額は854円で、それを一般女性労働者と比較する場合、一般女性労働者を100とすると、70.4である²⁵。パート労働者を除く一般労働者の賃金の男女間格差でさえ非常に大きかったにもかかわらず、これにパート労働者も考え合わせると、さらに男女間格差は大きくなってしまうのである。

第3節 急がれる国際労働機関(ILO)パート条約の批准

GDIがHDIよりも下降する理由として大幅な男女間の賃金格差にあることがわかった。しかも、全労働者の2割を占めるパート労働者に問題があることがわかった。そうすれば、GDIの下降を少しでも解消するにはどうしていけばいいのだろうか。この問題を考えるにはGDIの高い欧州(1位はスウェーデンで0.919、2位はフィンランドで0.918、3位はノルウェーで0.911となっている²⁶。)に注目してみる必要がある。日本では仕事の価値を評価しない年功制が定着している²⁷ため、パート労働者の中には、労働時間が長く、正社員と同様の仕事をしているにもかかわらず、待遇や格付けなどで差別

^{24 『}河北新聞』1997年3月22日付。

²⁵ 労働省婦人局、前掲書、74ページ。

²⁶ 国連開発計画、前掲書、86ページ。

^{27 『}河北新聞』1997年3月22日付。

されている。いっぽう欧州では、パート労働者は労働時間の長短で定義され、権利は一般の労働者と変わらない²⁸。つまり欧州ではパート労働者が保護されているのである。ところが日本では、賃金や雇用関係などについてフルタイム労働者と同等の権利を規定した国際労働機関(ILO)パート条約を批准していないためこのような差別が平気で行われているのである。したがって、まず日本はこの条約を早急に批准し、同一労働同一賃金の原則を適用していくことにより、GDI下降を食い止めていかねばならない。

第4章 GEM

第1節 GEM(ジェンダ・・エンパワーメント測定)とは

「女性のエンパワーメント」という表現が、1995年の北京での第4回国連世界女性会議でキーワードになった²⁹。開発はこれまで男性中心で進められ、女性が果たす役割がほとんど無視されてきた。ところが、GNP(国民総生産)などの経済指標よりも、その背後にある人々の健康の水準や教育の達成度が問題になってくる中で、これまで開発の過程から排除されてきた女性に対するエンパワーメント(力づけ)による、社会活動や意思決定への女性の参加が課題になってきた³⁰。そうしたなかで女性に対するエンパワーメントは生まれてきた。

それではGEM(ジェンダー・エンパワーメント測定)とは、どのように算出されているものだろうか。GEMは女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうか測るものである。具体的には、女性の稼働所得割合、専門職・技術職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出している³¹。つまり、HDIが能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに焦点を当てたものであるといえる。

第2節 経済的・社会的・政治的地位の低い日本女性

船橋邦子氏によれば、「日本女性の高学歴は名だたるもの。にもかかわらず、女性の社会的・経済的・政治的・文化的地位の低いことに疑問を抱いている外国人は多い。³²」とのことである。このことを顕著に表しているのが次ページの図1のGEM値である。先進国

^{28 『}河北新聞』1997年3月22日付。

²⁹ 船橋邦子『ジェンダーがやって来た』木犀社、1996年、101ページ。

³⁰ 高榎尭、前掲書、179ペ-ジ。

³¹ 国連開発計画、前掲書、83ページ。

³² 船橋邦子、前掲書、112ページ。

第3節 女性弁護士にも就職差別

図1で見たとおり、日本の場合女性の社会進出は遅れている。まず、この節では専門職でも特に弁護士に絞ってその実態を見ていくことにする。司法試験に合格する女性の数は1980年代後半から急増しているが、弁護士を希望しても女性は事務所がなかなか決まらない33というのが今の現状であるようだ。男性のみの募集は、男女雇用機会均等法に反するにもかかわらず女性弁護士を門前払いしている弁護士事務所が存在するというわけである。弁護士事務所の大半は小規模で、多くの男性弁護士は長時間労働しており、長時間労働を絶対視している34ため、「女は労働時間が短い」と敬遠するのだ。また、「女性では頼りない」という依頼者もいる35ようである。このように弁護士に限ってみても女性が専門職に就くには厳しい現実となっている。

第4節 女性の政治的地位は「最貧国」

次に、女性の政治参加についてはどうだろう。船橋邦子氏が「女性の地位の低さの中で も、政治的地位は『最貧国』である。³⁶」と述べているとおり、女性は選挙権のみ行使し、

^{33『}朝日新聞』1997年3月29日付。

^{34『}朝日新聞』1997年3月29日付。

^{35『}朝日新聞』1997年3月29日付。

³⁶ 船橋邦子、前掲書、113ページ。

被選挙権は奪われてしまったかのようになっているのが現状である。列国議会同盟(IPU)の1996年10月の発表では、日本の国会議員(衆院)に占める女性の比率は4・6%で160ヵ国中121位である³⁷。このとおり女性は政策決定に参画していない。つまり社会を動かす力とはなり得ていない。

第 5 節 女性議員を増やすには財政支援と政治的訓練が必要

権利は与えられるものではなく、自分たちで行使していくものであるから、行使して初 めて権利は権利といえるのである。被選挙権という権利を無駄にしないためにはどうすれ ばよいのだろうか。ここでもまた欧州に注目する必要がある。1996年の列国議会同盟 の報告によると、国会議員に占める女性の割合の1位はスウェーデンで40.4%,2位 はノルウェーで39.4%,3位はフィンランドで33.5%である38。北欧諸国が女性の 政治参画をどのように進めたのかというと、たとえばノルウェーは、1983年に労働党 大会で「すべての決定機関に女性が40%以上いなければならない」というクオーター制 (割当制)を決め、選挙名簿にも40%女性を入れること、並べ方は男女交互にすること を決め、85年から実施した39。 国会議員の27%が女性で成り立っているドイツは政党 の党員から毎月200ドル集め、それを基金に女性立候補者に1万ドルを支援している⁴⁰。 これらの国に見られるように、資金、情報、選挙運動の仕方、あらゆる権力から遠い存在 である女性が政策決定に参画していくためには、クオーター制を導入したり、資金援助し たりするなど制度的保障は必要不可欠である。ただし、このクオーター制を導入して、4 ~5割の議席は女性に与えられたとしても、女性が政策立案、スピーチ、交渉などの政治 的能力をつけない限り、単に数を増やすだけでは意味がない。そのため、政治的訓練も必 要である。

^{37『}東京新聞』1997年4月16日付。

^{38『}産経新聞』1997年2月14日付。

³⁹ 船橋邦子、前掲書、114ページ。

^{40『}東京新聞』1997年4月16日付。

おわりに

HDI,GDI,GEMの各値により、日本の場合女性の社会進出は、その人間開発に比べて著しく遅れており、深刻なジェンダー問題が存在していることがわかった。この問題を少しづつでも解消していくため、さまざまな取り組みや制度が必要となってくる。しかし、まずその前に「男は仕事、女は家庭」だとか「政治は男がするものだ」だとか「男性優位なのだからそれで『普通』なのだ」などという固定的性別役割分業意識をぬぐいさることが大事である。固定的意識がなくなってこそ真にジェンダー不平等解消のための行動ができる。それに伴い、ジェンダー不平等は徐々になくなっていくはずである。

参考文献

国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書1995 ジェンダーと人間開発』 国際協力出版会、1995年。

国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書1996 経済成長と人間開発』 国際協力出版会、1996年。

佐藤秀雄「UNDP「人間開発報告書」に見る平和と開発の新たなパラダイム」 『外務省調査月報』外務省国際情報局調査室、1996年。

高橋尭「人間開発」『世界』(634)、1997年。

船橋邦子『ジェンダーがやって来た』木犀社、1996年。

労働省婦人局『働く女性の実情(平成8年度版)』財団法人21世紀職業財団、 1996年。

『朝日新聞』1997年3月29日付。

『河北新聞』1997年3月22日付。

『産経新聞』1997年2月14日付。

『東京新聞』1997年4月16日付。

松村明『大辞林』三省堂、1989年。

『朝日現代用語知恵蔵1993』朝日新聞社、1993年。